

令和3年第5回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和3年6月23日																								
招 集 の 場 所	平群町議会議場																								
開 会 （ 開 議 ）	6月23日午前9時0分宣告（第3日）																								
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫												
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																								
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																								
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																								
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																								
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																								
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																								
欠 席 議 員	な し																								
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	総 務 部 長	川 西 貴 通	住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫	事 業 部 長	島 野 千 洋	教 育 部 長	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘	住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 長	乾 充 喜	経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	西 脇 洋 貴																								
副 町 長	植 田 充 彦																								
教 育 長	岡 弘 明																								
総 務 部 長	川 西 貴 通																								
住 民 福 祉 部 長	大 浦 孝 夫																								
事 業 部 長	島 野 千 洋																								
教 育 部 長	巳 波 規 秀																								
政 策 推 進 課 長	山 崎 孔 史																								
総 務 防 災 課 長	松 本 光 弘																								
住 民 生 活 課 長	浅 井 利 育																								
健 康 保 険 課 長	乾 充 喜																								
経 済 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																								
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> </table>	議会事務局長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世																				
議会事務局長	西 谷 英 輝																								
主 幹	高 橋 恭 世																								
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																								

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
7	3 番	山本 隆史	1 カーボンニュートラルの実現に向けて
8	4 番	井戸 太郎	1 PCR検査の範囲の拡充を ～奈良県保健所+αで～ 2 都市公園条例の改正を 3 西山間大規模ソーラー発電事業者の議会に対する虚偽説明と、町と業者の協定内容について
9	6 番	植田 いずみ	1 コロナ禍での女性用品（生理用品）の充実を 2 北小学校前のバス停に屋根の設置を
10	2 番	長良 俊一	1 平群町内の学校のあり方について 2 町道路線について 3 令和3年度における町行政について
11	5 番	稲月 敏子	1 発電開始したメガソーラーについて 2 外川の浚渫について

令和 3 年 第 5 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 3 年 6 月 2 3 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。連日御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号3番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○3 番

皆様、おはようございます。議席番号3番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております大きく1点について質問させていただきます。

カーボンニュートラルの実現に向けてであります。

私たちは日頃より万が一の被災に備え、自主防災活動等を通じて防災・減災の意識向上を図りながら安心安全な暮らしを求めております。しかし、ここ数年前から観測史上最多とか最速という異常気象のニュースを耳にすることがあり、集中豪雨や大型台風などの自然災害が発生する深刻な脅威となっています。先月16日にも、大阪管区気象台より近畿地方が観測史上最速の梅雨入りを発表いたしました。これらの異常気象を引き起こす原因となる地球温暖化を食い止めるため、人間活動に由来する二酸化炭素やメタン、亜酸化窒素など6種類の温室効果ガスの大幅削減が求められております。日本は国際社会と連携しながら排出削減に取り組んできました。

取組内容を時系列で御説明しますと、1997年にCOP3で採択された京都議定書では、2008年から2012年の温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する目標を設定いたしました。2009年にはG8（ラクイラ・サミット）の成果を受けて、2050年80%削減という長期目標を設定し、2015年に採択されたパリ協定では、通過点となる2030年の排出量を2013年比で26%削減する目標を設定いたしました。そして、昨年10月、

従来の長期目標を上方修正する形で、「2050年排出ゼロ」という方針が政府によって示されました。残り30年で脱炭素社会を実現するという政府方針は、究極の排出削減目標と言えます。「2050年排出ゼロ」を達成するには、化石燃料の消費を限界まで減らすことが前提となります。

現在、日本は化石燃料のエネルギー利用によって、およそ5億トンの二酸化炭素を排出しています。化石燃料の消費を抑制するには、石油ストーブの代わりにエアコンを使う、ガス調理器の代わりにIHを使う、ガソリン車の代わりに電気自動車を使うなど、私たちの生活を徹底的に電化する必要があります。しかし、単純に電化しただけではCO₂排出量の削減にはつながりません。なぜなら、電力の大部分が化石燃料を燃焼させる火力発電で作られているからです。電力の利用に伴うCO₂排出量は4億トンを超えています。電化の推進は、電力の脱炭素化と組合せて初めて有効な温暖化対策となります。今後、日本は温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの主力電源化に取り組まなければなりません。脱炭素社会の実現に向けて検討すべき課題は山積しております。電化の推進は国内の電力需要を増大させるため、冷暖房の需要が高まる夏期と冬期にも電力を安定供給できるような体制を整える必要があります。再生可能エネルギーによる発電は天候の影響を受けやすいため、蓄電池の併用が不可欠であります。電気をためて使うという発想は、台風や地震などの自然災害による停電への備えとしても重要でございます。ガソリン車を電気自動車に切り替える場合は、充電スタンドを各地に設置するなど、インフラ整備も必要となっております。最大の課題は、先端技術をどのように普及されるのかという点であります。社会で利用されている機器、自動車、住宅、発送電システムを更新するには長い時間と膨大な費用がかかります。また、消費者の経済的負担や生活の利便性の配慮も求められます。

このような課題を前に、国内では6月11日時点で「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を宣言された自治体は40都道府県、242市、7特別区、98町、20村の407自治体になります。県内では、令和元年11月15日に生駒市が、令和3年2月に天理市、これが天理市のゼロカーボンシティ宣言のコピーでございます。3月3日に三郷町、三郷町のゼロカーボンシティ宣言でございます。コピーでちっちゃくなってすみません。3月30日には奈良県が表明し、脱炭素社会への取組を奈良県民だより6月号、こちらが県民だよりの6月号でございますが、表紙から5ページにわたり特集で掲載されたところでございます。

異常気象や気候は、平群町の基幹産業であります農業にも大きく影響を与えることは言うまでもなく、脱炭素社会づくりに貢献するライフスタイルの選択

やサービスの利用など、本町も地球温暖化対策に資する賢い選択をしていく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

脱炭素社会とは、温室効果ガス削減の方法としてエネルギーを賢く使って排出量を減らし、適正管理された森林の力を使って吸収源を増やすことを行い、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を言います。平均気温の上昇を1.5度以内に抑えることを目指すため、日常生活での取組が重要となってまいります。

現在、平群町におきましては、小中学校などを含む公共施設10か所で再生可能エネルギーを導入いたしております。化石燃料由来ではないエネルギーということで活用をしておるところでございます。また、プラスチックやトレイ、ペットボトルの分別収集や自治会などで紙資源の廃品回収などによりまして資源の循環促進し、ひいてはごみ焼却量を減らすことによりCO₂削減に全町的に努めているところでございます。

他の自治体での取組事例でございますが、公用車の電気自動車化や一般住宅や事業所に対する省エネ、蓄エネといった設備導入に対する支援、また遊休地における再生可能エネルギーの導入や導入地域のゾーニングなど、それぞれの地域に見合った取組や施策によりまして、脱炭素社会を目指しておられるのが現状でございます。

今後、平群町におきましても、先進事例を踏まえまして、「今、平群町で何ができるのか」を各課の事務事業と照らし合わせて、実現が可能なことから取組を検討してまいりたいと考えております。取組や施策の推進には一定の予算が必要なことから、その財源の確保についても検討を進めてまいりたいと考えております。あわせて、このカーボンゼロの基本的な理念や考え方についても、町の広報紙やホームページなどにより様々な媒体を活用して、町役場を含む各事業所や各家庭で行われる取組の情報を発信し、町民の皆様方への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山本議員。

○3番

御答弁ありがとうございました。ただいま部長から平群町の現在の状況とあわせて、ほかの自治体の取組事例も説明いただきました。先ほどお見せしましたお隣の三郷町では「チャレンジ！脱酸素！！ゼロカーボンシティSANGO」と題して、3月3日の第1回三郷町議会定例会において宣言されております。主な取組としましては、再生可能エネルギーの利用拡大、そして、ごみ資源化・減量化の対策、予約制乗合タクシーの電気自動車導入などを推進されております。

環境省としましては、2050年のCO₂を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら、もしくは地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしておりますが、このような大きな政策は、住民さんの御協力と御理解、そういったことがなければ推進することはできません。再生可能エネルギーの供給に大きく貢献する平群町の太陽光発電施設の建設についても、住民の皆さんの御理解と御協力が必要であることは今もって感じているところでございます。

財政の厳しい本町ではございますが、地球温暖化のための税を原資としたエネルギー対策特別会計などを活用しながら、また平群町の住民さんの御協力と意識向上を図るために、平群町もぜひとも表明してはどうかと提案しますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のほうから地球温暖化対策について御提案を頂いたところでございます。おっしゃられたように、ゼロカーボンシティ宣言は全国の多くの自治体で宣言をされているところでございます。奈良県におきましても、先ほど御質問にございましたように、奈良県をはじめ市町でも三つの自治体が表明しておるところでございます。特に隣の三郷町では、既にゼロカーボンシティを宣言されておるということは承知しておるところでございます。

現時点でということ、平群町の今後のことということになりますが、現時点では、施策の展開や地球温暖化のための、議員御質問の中でお述べいただきました、一定税を活用した特別会計等も活用しながらというふうな原資という部分でございますが、そういった財源的な確保並びに本当に大事なことでございますが、地域住民の方の御理解とか御協力といった、いわゆる地域での人材の確保も含めて、まだまだ平群町の場合、そういう地ならしといいますか、下地ができておらないような状況かなということも踏まえまして、宣言を行う状

況には達しておりませんが、今後、様々な施策について庁内で検討させていただきまして、具体的な施策の準備ができた時点で近隣の状況を見ながら宣言の時期等につきましては、今後の大きな課題といたしまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山本議員。

○3 番

御答弁ありがとうございました。今後の国の動向としましては、大規模発電所の電力供給に頼らず、補助金を使って各地域に小規模な発電施設を設置することで、地産地消を目指すマイクログリッドという仕組みを構築し、環境問題の解決に向けて推進すると私は考えております。目的は言うまでもなく、2050年に美しい地球を取り戻すということでございます。今、部長が申していただきました、私たちの町が宣言を行う状況には達していないということであれば、時代の流れに乗り遅れることなく、カーボンニュートラルの実現に向けて、住民の皆様とともに私たちが今できることを行動に移すべきであると思います。目先の行政運営も非常に大切ではございますが、今こそ次世代を見据えた行政改革が必要であるということを述べまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

9時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時15分)

再 開 (午前 9時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号8番、議席番号4番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○4 番

皆さん、おはようございます。世間はコロナ禍で大変な状況でございます、皆さんは自粛自粛となっております。その中で何とかコロナが収束して、平

群の子どもたちがどんぐり広場で安心してかくれんぼができるぐらいの状況にまで落ち着くことを願っております。

では、議席番号4番、井戸太郎でございます。よろしくお願いいたします。通告に基づきまして、大きく3点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

大きく一つ目、PCR検査の範囲の拡充を～奈良県の保健所+αで～。

全員協議会にて、PCR検査を町独自ですべきではないかと提案させていただきました。理由としては、保健所の検査基準である濃厚接触者の定義が狭く、現実の変異株、インド株だったりしますが、には対応できていないと考えたからです。実際、小学校で感染者が発生したとき、PCR検査を行ったのはそのクラスのみでした。共同トイレでの感染事例が多いこと、同学年であればクラスの垣根がなく一緒に遊ぶことから、せめて同じフロア、同じ学年の児童・生徒はPCR検査をすべきだと提案しました。

ここで簡単に濃厚接触者について触れたいと思います。濃厚接触者とはどういうものかといいますと、抜粋させていただきますけども、患者と同居、長時間の接触があった者、適切な感染防止・防護なしに患者を診察・看護・介護した者、そして患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者、今回ですね、一番大きくなるであろうと言われるのが、手で触れることのできる距離、目安として1メートルで必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者に、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断するとされております。これは国立感染症研究所の定義でございます。逆に言いますとですね、必要な感染予防策なしでってなってきますので、まずマスクを装着してる時点で全てが濃厚にならないという状況でございます。15分未満の接触でノーマスクであっても15分未満であれば、ただの接触者ということになります。ただの接触者は認められておりませんし、言うなれば保健所では基本的にはPCR検査を行わないという方針でございます。ですから、小学校現場を見たときにも思い浮かべていただいたらいいんですが、ノーマスクで15分未満ってよくある状況だと思います。マスクを装着してもかなりの時間一緒にいてることになります。でも、全てが濃厚接触者の定義から外れ、保健所のPCR検査の対象にならないということになります。県保健所の現行法令に基づいた濃厚接触者のみ検査を行うという対応では、保護者や平群町民の理解を得られていません。安心とは程遠い状況です。そこで、平群町はさらに検査範囲を拡大し、普通の接触者も実施し補完すべきだと考えます。もちろん成人、特に高齢の方も必要と考えますが、平群町が関与しやすく、ワクチンを打てない子どもを含めてお聞きします。

小さく一つ、成人を含む平群町全体、そして各小中学校、こども園での感染状況をお聞きします。

小さく二つ目、各学校、園で感染者が出たときのPCR検査の範囲とその決定方法、これをより具体的に説明していただけるとありがたいです。

三つ目、平群町内で体調不良や高熱で医療機関を受診した人のうち、PCR検査を実際に公費で受けた割合、要は医師が診断書を出した割合ですね、PCR検査を受けれるかどうかでございませう。

4番目、熱や体調不良で平群町民が病院に行かず保健所に直接相談したとき、保健所の対応はどのようになっているのか、お聞きします。

5番目、平群町内でPCR検査を受けられる医療機関はどこでしょうか。

6番目、現状からPCR検査を平群町独自で拡充をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございませう。

大きく二つ目、都市公園条例の改正を。

都市公園は、地域のコミュニティー、憩いの場、防災の面など様々な目的のために設置されています。国土交通省は、都市公園の主な役割を四つ掲げております。国土交通省が出してますホームページですね、都市局でございませうが、大きな四つ、良好な都市環境を提供、そして都市の安全性を向上させ地震などの災害から市民を守る、三つ目、注目はここなんです、市民の活動の場、憩いの場を形成します。四つ目、豊かな地域づくり、地域活性化に不可欠です。これも入っておりますが、三つ目の市民の活動の場、憩いの場っていう部分で、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等、多様な活動の拠点となることが目的とされております。これに基づきまして、次に進みます。

しかしながら、平群町の都市公園条例の規制が厳しく、実際の利用に弊害が出ていると考えます。奈良県を含む近隣市町村も、びっくりするぐらいほぼ横並びです。そこで、今の時代に合った利用に対応するために条例を改正すべきと考えます。改正すべきは17条です。通告には13条で書いておりましたが、それはちょっと間違っておりました。訂正させていただきます。

17条の4項と7項を説明したいと思ひます。4項を読みますと、「はり紙もしくは、はり札をし、または広告を表示すること」、17条4項に關しましては、現在公園によっては自治会や近隣住民の判断で、例えば犬のふんの処理をだとか、他人に迷惑のかかることをしない、野球やサッカーは駄目だよというものです。あと、ごみ収集場が近くにあると、その班の方のごみ収集場という看板を掲げるところもあります。これは全て必要な看板でございませう。しかし、これが実際はこの文言だけ見ますと、条例違反ではないかと思ひます。町

の見解が私と違っていれば言っていたいで結構でございます。特別法等はあるかもしれませんが。そこまでをちょっと教えていただければありがたいです。7項に関しましては、「たき火その他危険な行為をすること」となっております。これは禁止行為ですけれども、これも例えば自治会や子ども会主催の祭りイベント等で食事を作って提供する場合、近隣の方の承諾を得て安全に努めてする小さな花火、打ち上げでないものを含めてであっても条例違反ではないかと思えます。もしそうであれば、これらは地域コミュニティの発展を阻害する要因になります。また、地震などの災害に見舞われた際には炊き出しもできません。お湯を沸かすのも火を使います。これも条例違反ではないかと、あくまでも私の見解でございます。

たき火、その他危険な行為というのが物すごくアバウトでございまして、これは他の市町村でも取り上げられてるところでございますが、王寺町の例で見ますと、これと並行してですね、許可という形で違うところに、バーベキューや花火も町長の許可があれば公園でもオーケーというのが出されております。ただ、たき火、その他危険な行為をすることと並列、同じく条例に載せていることから、王寺町の解釈とすれば、たき火、その他の危険な行為の中には、花火やバーベキューは含まれないのかなということにもなります。これもあくまでも他市町村の件ですので予想でしかありませんが、こういうことなので、この7条に関してもちっと難しい部分がございます。王寺町に見習うわけではないんですが、一つの例としてですが、17条4項と7項の最初に、「平群町長の許可を得ずして」という文言を付け加えて規制の緩和をすべきだと考えます。こうすることで、事実上の禁止行為から許可行為に変わるということではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大きな三つ目でございます。西山間大規模ソーラー発電事業者の議会に対する虚偽説明と、町と業者の協定内容について。

先日、大規模ソーラー発電事業者と平群町議会との間で議員懇談会、これも「議会懇談会」と書いておりましたが「議員懇談会」でございます。議員懇談会が開かれました。しかしながら、その内容が虚偽であったことが徐々に明らかになってきました。議員個々に対しても謝罪訂正等はありません。議会議員への不誠実な説明、対応には怒りを覚えております。また、事業者の信頼性から見て、町と事業者の協定内容が不十分ではないかと考えます。

そこで質問します。

小さな1番目、虚偽であった部分がどこで本当はどのようなのか。業者にとって不都合な事実で、ほかにあるものを含め、町に情報がある範囲で教えてください。例としては、今判明している中では送電線の設置ルート決定の数であった

り、決定までの過程であったり、各種地元の合意であったり、工事中の迂回路、椿台に係る排水路、あと、先日の山口議員から出ました個々の内容、私も知らないことがございましたので、町のほうから説明していただけるとありがたいです。

小さな2番目、虚偽の説明を行った大規模ソーラー発電事業者の信頼性について、町の見解は。

3番目、ソーラー事業の転売が前提として協定書に書かれていますが、転売しない協定を結ぶべきではと思います。若葉台西側ソーラー事業で、ローズタウンの北側、若葉台西側にある2メガワットのソーラーでございますが、この事業者は転売しないということをローズタウン若葉台と自治会と約束しております。ですから、平群町もそういう協定を結ぶべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小さな4番目、転売先がペーパーカンパニーであったり、破綻もしくは行方不明の場合の不法責任及び損害の担保は。これはよく問題になってございます。潰して逃げるというパターンでございます。これに関しましては、よくあるパターンですので、常に見張っていく必要があると考えます。よろしく願いいたします。

以上、大きく3点でございます。ぜひとも真摯な答弁をよろしく願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、井戸議員の1項目めの御質問、PCR検査の範囲の拡充をについてお答えします。教育委員会からは、小さな1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、1点目の各小中学校、こども園での感染状況はについてですが、教育委員会では、現在までに児童・園児で計5名、教職員1名がPCR検査の結果、陽性判定であったことを把握しています。

次に、2点目の各学校、園で感染者が出たときのPCR検査の範囲とその決定方法はについてですが、基本的には、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県が定める「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校における学校保健に関するQ&A」等の基準に基づき、児童・生徒等や教職員の感染者が発生した場合、感染者本人への行動履歴等のヒアリングを専門機関である保健所が行うこととなっています。保健所におけるPCR検査の対象範囲やその決定は感染者本人の出席状況、

行動履歴や他の児童・園児や教職員等の接触度合いなどを勘案し、濃厚接触者の特定や拡大検査の対象を決定されるものです。教育委員会、学校、園では、保健所が行う行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力することとなっています。学校、園で感染者が出た場合のこれまでの対応事例では、速やかに保健所に連絡し、PCR検査への対応などを協議しているところです。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の1点目の御質問でございます。PCR検査の範囲の拡充についてお答えを申し上げます。

まず1点目の、ただいま教育部長のほうから学校の関係につきましては答弁を申し上げましたが、成人を含む町全体の状況ということで、私のほうから御説明申し上げます。

6月21日現在、奈良県の感染者数は8,164名で、うち平群町では106名となっております。年代別には、10歳未満が9名、10代が13名、20代が14名、30代が10名、40代が21名、50代が11名、60代が10名、70代が14名、80代が3名、90代が1名となっております。状況といたしましては以上でございます。

次に、3点目の平群町内で体調不良や高熱で医療機関を受診した人のうち、PCR検査を実際に公費で受けた人の割合についてでございます。

体調不良や発熱で医療機関を受診した方の人数及びPCR検査を受けた方の人数は、医療機関での受診状況を町では把握することができておりません。そのため御質問のPCR検査を受けた方の割合というのは、町のほうではちょっとお答えすることができない状況でございます。ちなみにでございますが、生駒郡で設置をしております地域外来検査センターでの実施状況でございますが、令和3年1月から3月までの検査数でございますが、61件でございます。内訳といたしまして、保健所の紹介が27件、医療機関からの紹介が34件というふうな状況となっております。

次に、4点目の熱や体調不良で町民が保健所に直接相談したときの保健所の対応というところでございます。

発熱等があり、コロナ感染症について保健所に相談された場合は、まず症状の聞き取りを行い、感染が疑われる場合は診療・検査が可能な医療機関を紹介するということになってございます。その後、感染が判明した場合には、入院または宿泊療養というふうなことになってございます。

次に、5点目の平群町内でPCR検査を受けられる医療機関についてでございます。

PCR検査を受けられる医療機関といたしましては、6月11日の時点で、奈良県が公表しております発熱外来認定医療機関が337医院ございます。平群町内では二つの病院がございます。ただ、この病院は奈良県発熱外来認定医療機関として認定はされておりますが、病院名というのは公表されておられません。

続いて、6点目のPCR検査を町独自で拡充してはというところでございます。

PCR検査につきましては、医療機関及び保健所の紹介からで検査を受けることになっております。現時点では、自己の感覚であったり考えにより検査を行うことにはなっていないというふうな体制でございますので、一定の費用負担等がございますが、また民間の医療機関においても検査が可能なことから、町内で町独自で検査体制を拡充することは現時点では考えておりません。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとお願いなんですけど、もう少し答弁をゆっくり、ちょっと聞き取れない、書き取れないところがございますので、よろしく願いいたします。

一つ目に関しては結構でございます。データがどの程度だけだったんですが、二つ目のですね、各学校、園で患者が出たときをきちんと答弁していただいてありがとうございます。行動履歴に基づいて保健所に報告っていうことは保健所が動くわけですけども、まずこれに関しては、行動履歴の把握というのがすごい重要となってまいりまして、これによって保健所の判断が多少変わってまいります。濃厚接触者も変わってまいりますので、これは引き続き、今もできてると思いますので、よろしく願いいたします。

3番目ですね、これがちょっと問題なんですけど、把握してないということなんですけど、私が聞いた限り、そして私が経験した限りで言いますと、体調不良や高熱で医療機関を受診しても、なかなかPCR検査を受けさせていただけないんですね。ぎりぎり入院、これは町外になりますけど、入院であればっていうレベルです。具体的にどういう形になるかといいますと、結局、医師が判断、見るんですけども、高熱であっても何かの病気を取りあえずチェックします。インフルエンザだったり何々、今はやっております様々なありますが、高熱が出た場合でも、それをまず検査します。それに当てはめればそれだということ

が確定してしまいまして、PCR検査を受けさせません。診断書を出さないの
で、結局公費で保健所に行くことはないです。ということで、結局、医師の診
断書が必要、その法に基づいて濃厚接触者が決定ってなるので、ここでもう医
師にはねられてしまうわけですね。PCR検査は、コロナの疑いが自分であっ
ても無理なことになります。ということは合併でもなく併合ですね、コロナと
何か違う風邪で高熱が出たとしても、コロナは先に排除されてしまうというこ
とで、なかなか地域の病院へ行っても新型コロナの検査を受けさせていただけ
ないという現状がございます。

4の熱や体調不良で、ここもちょっと問題なんです。平群町が保健所へ直接
つないだとき、保健所の対応なんですけども、聞き取りを行い、医療機関を紹
介と答弁されましたけども、残念ながらこの聞き取りもよっぽどじゃないとP
CR検査まで行きません。要は濃厚接触者と認定しないんですね。例えば、普
通の患者さんが熱がありますって言ったら、まず看板とかに普通の医院ですと
「熱がある方は、まず保健所に相談してください」というところがあります。
保健所に相談します。保健所はどう言うかという、濃厚接触か何かされてま
すかって、なければもうカットです。その時点でPCR検査を受けられません。
よっぽど高熱ぐらいじゃ駄目なんです。味覚症状で味覚がないとか、そうい
う特化した状況じゃないと、ましてや高熱レベルではもう聞き取りはしません
し、医療機関の紹介も一切いたしません。自分で調べろっていうことですね。

平群で2医院、これも5番目にいってしまうんですけども、結局平群に2医
院あるとしても、公表もしてないってことは保健所の方針でもあるんです
が、自分で調べろってのが基本なんです。もしくは実費で自分でお金を出
して調べてくださいと、そういう考え方なんです。どこまでいってもPCR
検査を受けられないんです、公費で。ここだけ見ますとね。私自身も本当に調べ
れば調べるほど、どうなってるんだということがございました。

それで、それを踏まえて6番目なんですけども、6番目のPCR検査拡充を
掲げたわけですが、検査センター、先ほどお話が出ました。ちょっと
これについても、本会議でも固定費を除いた検査ですね、61件されて、これ
がもし62件になれば、一体コストがどれぐらい上がるのか。ちょっとその辺
はどのような形式でやっておられるか分からないので、その辺が分かれば参考資
料としてありがたいので、お聞きしたいです。そこをよろしく願います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

生駒郡で設置しております地域外来センターのことで再質問を頂きました。この件につきましては、初日の補正予算の件でいろいろと御質疑いただいたような記憶がございます。すみません、ちょっと全体の費用ということで、あくまでこれは4町で共同設置しておりますセンターでございますので、補正予算のときにも御説明申し上げました。平群町1町の負担金ということで、今回予算措置をさせていただきました。それぞれの経費の支弁につきましては、そのセンターで行っておりますので、いわゆる事務費用の詳細につきましては今のところちょっと整理はするというところで作業しておりますが、今日現在では今おっしゃられたように、そしたら1件やるごとに何ぼ費用が増えるんやみたいなどころでの数字については、まだちょっとセンターのほうとも打合せしておりませんので、数字としては持っておりません。そのときの答弁で申し上げましたが、今後、生駒郡で設置しております外来センターの活用については、4町で設置負担金を出し合いながらということでございますので、今後今おっしゃられた検査体制の拡充という部分につきましては、一度その4町で協議するというふうに御答弁申し上げましたので、今もそういうふうな考えには変わりございません。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとデータ不足であれなんですけれども、簡単に言えば、私が先ほど申し上げました現実、これは事実でございます。どこへ行っても受けれないという状況でございます。今の3、4、5、小さい丸の状況から見て、平群町としては、私はPCR検査が少ないんじゃないかと思っておりますが、平群町としては、どのように分析、少ないと思ってるのか。初日に極力PCR検査は広げたいという気持ちはあるということは部長も答弁されてましたし、平群町議会としてもですね、全会一致でPCR検査の拡充を求めた意見書を提出しております。そういう意味を含めてですね、平群町としては分析されて、今予算がないということは一番の問題かとは思いますが、やりたいけどできないと解釈してしまいます。ですから、まず見解とですね、生駒郡と4町、外来検査センターの活用によってですね、濃厚接触者ではない接触者の中で、町ないし教育委員会がですね、危ないというか、ちょっとはかっておいたほうがいいんじゃないかという人が現れたらですね、もちろん子どもだけじゃなく、かしのき荘とかも結構なんですけども、こういう広げて、この外来センターも利用すればコストがあまりかからず、もともとあるものですから固定費を抜きにして考えられま

すので、使っていけるのではないかと思いますが、この辺いかがでしょうか。
提案でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この検査センターでございますが、本年1月から3月までの件数ということで、61件の検査をされたというふうに御報告いただいております。そのうち平群町内の方ということで16名、61のうちの16名の方が町内ということで、大体約4分の1強ぐらいの方が検査を受けておられるのかなということになってございます。検査センターの実施状況、実績ということで、今、議員のほうから御提案いただいたお話も含めてなんですけども、当然PCR検査を推進するということは、感染予防にはつながるであろうということが知見として我々も承知をしておりますが、なかなかこの検査センター自身が4町で設置をしたものでございますので、当然費用についても4町でそれぞれの区分をしながら負担をしておるといふような状況でございます。平群町だけが、そしたら平群町の考えでこの検査センターを使ってやってみましょうというのは、なかなか単独では、今時点では即答申し上げられませぬので、先ほど申し上げましたように、4町と1回この部分についてはうちのほうから、議会でもこういう御提案を頂いてるということでございますので、一度協議のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長

井戸議員。

○4番

ありがとうございます。前向きな答弁で、もちろん4町で決めることですから難しいとは思いますが、よろしく願いいたします。ぜひとも住民の方々の安心ですね、これ、安心は本当に大事ですので、よろしく願いいたします。この件に関しては結構でございます。

次をよろしく願います。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、都市公園条例の改正をという御質問にお答えします。

平群町都市公園条例は、都市公園法及び法に基づく命令に定めるほか、都市公園の設置及び管理に必要な事項を定めています。また、公園とは住民の屋外

における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他のレクリエーション利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために設けられる公共空地であります。公共の公園利用について、利用者がお互いに気持ちよく利用するため、利用の行為、危険と思われる行為における禁止事項として、本条例第17条に行為の禁止を定めています。議員御指摘の第17条第4号の表示に関する、例えば犬のふんの処理などの貼り紙の表示は、条例に抵触しているのではないかと御質問ですが、この貼り紙、貼り札や広告の表示は、公園管理者以外の個人や法人などが営利目的などで好き勝手に表示したり、貼る行為を町長が禁止しているものであります。犬のふんの処理をしてくださいというような貼り紙、他人に迷惑のかかることをしないようにという注意の貼り紙、ごみ集積場を示す看板などは、公園管理者が公共的ルールを表示したものでありますから、条例に反するという解釈はあり得ません。また、第17条第7号の「たき火その他危険な行為をすること」であります。そもそも火を使用することは、規模によっては危険な行為に当たり、さらに不始末での火災が発生すれば重大な危険性が伴うため、禁止行為として扱っています。ただし、条例にあるとおり、法第6条第1項の許可を有するものには適用されません。公園の目的は、災害時の避難等にも多く使用され、有事の際には必要不可欠な公共空地とあり、災害に備えての訓練で行う炊き出しについては、事前に許可申請を得て使用もされています。また、有事の際は、法第7条第1項第5号にも、非常災害に際し、災害にかかったものを収容するための仮設工作物は法第6条第1項の許可を与えることができるとなっており、当然、非常災害時には町長は許可するものでありますし、町長自らが設置する避難施設に対し、町長が禁止しているというような法律や条例の仕組みではありません。公園はやみくもに行為の禁止をしているわけではなく、本来の公園というものを利用者または地域住民に利用しやすい環境を整えることによって活用されることを望むものです。自治会や子ども会など、地域住民のイベント等で議員が言われるように、近隣の方の承諾を得るだけで町への申請を怠っていれば、当然条例違反になりますが、使用占有申請があれば公園管理上、支障のない範囲で許可するものです。よって条例を改正する必要はないものと認識しております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

町の解釈としては当てはまらないってことですね。管理者の感じはちょっと私も調べたんですが、よく分からん。都市公園法っていうのは結構緩くて

ですね、特に禁止行為は四つしかなくて、残りの市町村が6個ぐらいを足して
るのかなど。ほとんどのところが同じような、奈良県を含めてですね、近隣市
町村を見ても違いはなかったわけです。違うところで、生駒市でいうと、生駒
市はそもそも許可がある部分に関しては火が使えるという文言があります。先
ほどの王寺町のように、バーベキュー、花火も許可さえあればオーケーいうこ
とで、貼り紙の4項については、管理者がいれば町としては法令違反に値しな
いと。2,000円の過料を科すことはないという解釈で進めてるということ
なので、そうであればそれで結構でございます。もう少し上位法を見てみてで
すね、本当に大丈夫か、もう一度検査のほうよろしく願います。

7について、これ、私の主張としては禁止行為を許可行為に移転したらどう
かっていう話ですが、問題ないというふうな意味合いで捉えることができました。
私が思ったのは、たき火の意味が本当に難しく、法律用語はまずないん
ですね。国語辞典でも辞典によって意味がばらばらで、たき火に狭い意味と広
い意味があったりとかですね、本当に分からない部分がたくさんあるんですが、
その理由をひっくるめても、例えば自治会であれば、自治会に占有許可なりを
頂ければ自治会である程度の融通が利くということですね。そういう意味であ
れば、私も自治会活動やそういう地域活動に関して、条例改正をしなくても大
丈夫なのかなという気もしてまいりました。私が最終的に言いたいのはですね、
日本全体の人口、平群町の人口も減って、公園の活用も今はがらがらになっ
てございます。公園もどこへ行っても、仮に私が行けば独占状態っていう状況
あってですね、より公園を活用していただきたいという思いがございませ
すから、今の時代に踏まえてですね、自治会や地域コミュニティーにとっても
十分に使えるように、また子どもや大人の笑顔が増えるような柔軟な対応と解
釈、先ほどのような柔軟な解釈をお願いしたいと思います。そう思いますが、
最後に全て踏まえて答弁いただければありがたいです。よろしく願います。

○議 長

事業部長。

○事業部長

恐らく議員は御存じないのかなと思うんですが、例を言いますと、令和2年
度ではコロナの影響もあって、公園のそういった利用が1件しかありません。
緑ヶ丘中央公園で子ども会のイベント、例を少し言いますと、平成31年度、
令和元年度ですが、椿台3号公園で防災フェスタ、初香台1号公園で夏祭り、
緑ヶ丘中央公園で地藏盆、椿台3号公園で納涼大会、緑ヶ丘中央公園で防災訓
練、これは防災かまどベンチでの炊き出しをされてます。ホテルの里公園では
秋祭り、30年度においても似たようなことで9件ほどの申請があつて許可し

ております。要するに、火を使うようなこともこの中にはたくさんあるんですが、これは柔軟な対応というよりもですね、条例に基づいて許可申請をされてそれを法に基づいて許可してるということですから、我々としても特に柔軟に対応するというような感覚ではなく、通常の事務として許可してるということです。以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

ありがとうございます。柔軟といいますか、言葉はあれですけど、通常の対応でも一定の地域に対して快くやっていただけるということで、ぜひともね、そういう意識を持って私としては取り組んで、やっぱり解釈っていうのは難しい部分もありますから、ぜひともよろしく願いいたします。この件は結構でございます。次をよろしく願います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の大きな3点目の御質問でございます。西山間大規模ソーラー発電事業についてお答え申し上げます。

まず質問の1点目でございますが、事業者が議員懇談会において説明した内容についてでございます。

議員お述べの議員懇談会とは、本年1月5日に開催をされた議員懇談会の「櫛原地区における太陽光発電施設の事業説明について」であると、まず理解しております。そもそもでございますが、この議員懇談会につきましては、議会より理事者への出席の要求はございませんでした。町長以下、町職員は誰も出席はしておりません。よって、事業者からの説明内容についても把握はしておりませんので、説明内容に関することについては答弁のほうができないというふうなことでございます。

2点目の御質問についても同様に、議員懇談会のほうには我々は出席しておりませんので、説明内容の把握をしておらないという部分で回答はしかねるところでございます。

3点目の転売をしない協定の締結についてでございます。

現在、平群町と事業者においては、3種類の協定書を締結しております。それぞれの協定書におきましても、全て第三者へ事業譲渡の際は協定書の記載事項を承継する旨の条文が記載をされております。これにつきましては、経済状況やそれぞれの送電事業者の事業展開などにより、一つの事業者が1か所の事

業を固定的に継続することができないケースも想定されるわけでございます。その上で、発電所自体が売買をされる可能性もあり得ます。そういった場合を想定いたしまして、町との協定事項をしっかりと履行していただくための条文であり、町が定めております指導要綱の有効性を承継するためにこの条文を記載をしておるところでございます。また、協定書につきましては、双方の合意事項を記したものであり、町の都合だけを一方的に主張した内容の協定がなかなか締結できるものではないというところでございます。

次に、4点目でございますが、転売先の不法責任及び損害の担保についてでございます。

太陽光発電施設が完成後の想定ということで、発電施設に起因する第三者への損害や災害等が発生した場合については、その事業者が損害賠償や災害等の責任を負うということになります。よって事業者が事業の転売等により変更されていたとしても、その事業者が同様に責任を負うことになるというふうに考えております。それぞれの協定書にも記載のとおり、地位の承継を行うことで、事故や災害等に対する責任の所在というのが担保できるのではというふうに考えております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

再質問をさせていただきます。1と2で把握してないということなんですが、できましたら局長から内容を聞いてですね、何ていうんですかね、一般的にここは違うだろうっていう部分が結構ありますので、少なくともこの例に挙げる部分の四つぐらいはちょっとお答えいただきたかったかなと思います。ただ、分からないのであればちょっと説明しますが、この例を四つ上げてございます送電線の設置ルート決定までの過程についてなんですが、間違っている部分で結構ですので、指摘してください。よろしくお願いします。

一つ目の送電線の設置ルート、議員懇談会におきましては2ルートのことが話しされまして、片一方は近鉄を通るから、そっちは駄目だからあのルートで、今の送電線のルート決定と聞きました。これが違うんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いします。私は3ルートではないのかなと思っております。そこをなぜ隠したかったのかよく分からないんですが、ちょっと疑いですが、町に確認したほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

二つ目の各種地元との合意についても、必要でないとかあるとか、もういろいろごっちゃになってございます。昨日の一般質問等で出てまいりましたが、

各種地元との合意もできてないっていうことは昨日答弁であったんですが、ここはいいですね。できてないんですが、そのまま進めて大丈夫かっていう点なんですけども、そこも法的に問題ないのかっていう点があれば教えてください。

三つ目の点の工事中の迂回路についても、河川を自由に使えるという答弁、これはちょっと課長の答弁もあったんですけども、当時の。これについても、実際、当時許可を取ってたっていうふうに説明されてました。当時きちんとした許可を取っていたのかっていうことが確認されるかどうか、町の知ってる範囲で教えてください。その次の樁台に係る排水路について、これも大きく議論になってございますが、私自身が排水路の中に潜ったわけでもございません。ですから、どこまでどうなのか。計算も素人ながら分からない部分がございますので、排水路についてもどこがどう問題であったかを町の知ってる範囲で結構ですので教えてください。よろしくお願いします。

2番目の信頼性についてですね、把握してないということなんですけども、昨日の質問やこれまでの経緯、それから町に対して修正なり、いろいろあったと思うんですが、そういう観点から見ても信頼性についてどうなのか。これも答えられる範囲で結構です。ちょっと答えられないっていうこともあり得ますので、答えられればよろしくお願いします。

3番目の事業の転売を前提とした協定書、これは分からないでもないです、分かります。場合ということだったので、確かに想定なんですけども、協定上、協定書は難しいというのも分かるんです、相手があることですから。しかしながら、ちょっと今回このいろんな場面を考えるとよろしくないのかなと。ちょっと厳しいめの協定書を投げかける、これは必要ではないかと思います。やっぱり町が投げかけて業者が断るっていうのと、町が投げかけないっていうのでは差が全然違いますので、ぜひともですね、難しいでしょうけども、提案だけはしてみたいかと思うんですが、これはよろしくお願いしますということで、答弁をお願いします。

4番目、これがまた問題なんですよね。ペーパーカンパニーであったり破綻、ここまで書かせていただいています。もう逃げ放題です。ですから、どこまで保険が利くのかもよく分かりません。そもそも保険を転売先がかけない可能性も出てまいります。ちょっと協定書でそこまで担保できるのかなっていう部分がありましたので、ここであえて議会で聞かせていただきました。これについてはですね、答弁は難しいと思いますが、ちょっと今の答弁では甘いんじゃないかなと。もう一つ、担保、何らかのものが必要となるのではないかな。抵当権なり、何なりですね、ほかの形でも担保をもちろん合意の下にですが、これも町としては、この協定書の中で提案はやっぱりすべきではないかと思います。こ

の辺の意向を相手が断るかは別として、町がきちんと提案をするっていうことが必要だと思いますので、この件についてももう一度答弁をよろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、2点目の事業者が議会に対して開催をされた議員懇談会の件でございますが、まずなんですけど、中身を把握していない云々以前の話としまして、我々はちょっと議会から懇談会に出席してないということでございます。出席してない会議の会議内容をこういった議会の公の場でどうなんだと言われても、これ、正直把握できてないと。出席もしてない会議について、我々がどう答えるんだということなので、そこについてはちょっと当然無責任なことも言えませんので、まず我々の立場というのはそういうことでしたよということをお話をさせていただいてるだけでございます。その上で、いろいろおっしゃっていただきますが、事務局のほうからこういうことを聞いてとかいうふうなことも、確かに分からないではないんですけども、それはそういった個々の事務連絡によって、議会で答弁するような内容ではないのかなというふうに判断をしております。ですので、1点目、2点目につきましては、大変申し訳ないですけど、そういった事実関係をここではっきりさせていただいて、こういうふうに御答弁が申し上げられないということを御説明申し上げたというところで、御理解を頂きたいなと思っております。

次に、3点目の事業者のほうで転売というところで、できないようにしたらどうやというふうな御提案でございます。これも議員の御質問の中でもおっしゃっていただいておりますが、協定書ですので、当然相手のあることでございます。そこでどういうふうな業者と話ができるのかというところがまずあるかなと思っております。それと協定書の話でございますが、私は4点目の転売先の不法責任、災害の担保等のところで、発電事業が完成した場合の想定ということで御説明申し上げました。その部分につきましては、今後、太陽光発電施設が完成して操業した後については、その施設は今後何十年か操業されるということですので、これは議会でも御説明申し上げておりますが、操業後の協定というのはまた改めて発電・送電事業開始までに事業者と締結をするというふうなことになるってございます。今おっしゃっていただいたことについては、実際に加味できるかどうかというものは別といたしましても、その時点の協定を締結するときに一定協議をすればよいのかなというふうな理解はしてござい

す。ですので、いろいろ御心配いただいとるところっていうのは十分承知しておるところでございますが、そういうふうな事業継続に当たっての協定というのは、そういった時期に検討すべきではないのかなというふうな考えで整理をしておるところでございます。

以上です。

○議長

井戸議員。

○4番

4番目、3番目に関しては、次の操業時になって一応投げかけるという前向きな答弁を頂いたと思います。ちょっと①については、今私が議員懇談会のことになって、その後の話として、これはいかがでしょうっていう二つですね、送電線が2ルートではなく3ルートではなかったのかなということを単純にお聞きしたかっただけなんです、議員懇談会がどうかというより。ちょっと分からない部分もございましたので。そこで、送電線のルートが幾つかっていうのと迂回路が本当かどうか、これは議場でも話し合われてますし、ここは説明していただかないと、ちょっと論点がずれてるのかなと。議員懇談会の部長の答弁に対して、僕はそれであればこれだけ教えてくださいっていうふうに質問しましたので、ぜひとも答えていただきたいなと。どうしても無理というのであれば、無理には申しませんが、ぜひお願いします。それはちょっと今後の展開に左右しますので、よろしくお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

一つは、河川管理道を迂回に使うという話のことでよろしいですか。河川管理道については、特に一般的に通行禁止をしていないので、迂回路に使用するなり、通常通行するなり、それは許可要件ではないというようなことだと思います。だから、あえて許可があった、なかったっていうことではなかったんじゃないかなと。それと水路に関する問題点、これはさきの一般質問でもお答えしましたとおり、水路勾配の取り方ですね、それと粗度係数といいまして、水路の流れやすさ、形状によって流れやすいか、そうじゃないかっていう粗度係数、それによって導き出された流速ですね、流れる速さ。こういった計算式が出されてまして、これが現状の水路の形状と整合が取れていないんじゃないかということが問題となっておると思います。よって、それで奈良県については許可を出さずに審査をしているということだと考えております。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○4 番

水路の勾配は分かりました。送電線のルートって、どうだったのかなっていうのも含めてなんですけど、ちょっと送電線のルートが大きく問題となってますので。ただですね、ちょっと私としては、今の水路が出てきましたので、ちょっと言いたいことがございまして、河川のこと説明いただいたんですけど、あのと時の説明は確実に許可を得てると。許可要件がないとかじゃなくて許可を得ているというふうに聞きました。部長は出席されてないんであれですけども、私の記憶では許可を得ているというのと、許可が必要ないというのは大きな差が出ますので、許可を得ているイコール郡山土木のオーケーが出てると。私たちも、ほかの議員さんからも、聞いたところによると許可が出てるという解釈をしてましたんで、そういう意味ではやはりちょっと信用がおけないなという部分ございます。町にはお聞きしただけなのであれなんですけども、やっぱりこの業者に対して、私としては厳しい態度といいますか、きちんとしたことをやっていただきたいなと思っております。町がやることっていうのは限界がございまして、ただですね、これはひとつ提案なんですけれども、今回でも伐採だの工事の着手など、いろいろ問題になってございます。町の職員も張りついて見るっていうわけにはいかないと思いますので、ここに防犯カメラを設置して進捗状況を見守る、24時間というのは大げさですけども、毎日見守ることで、遠隔で町が状況を把握できるのではないかと思います。これはひとつ提案しておきます。

農林水産省が出してはります開発行為等の徹底についてということで出てまいりまして、10条2項の林地開発許可制度っていうのは、もう本当に略して言いますと、良好な生活環境の保全、保健文化を守るために開発行為を適正化する林地開発許可制度の重要性はますます高まっているということで、森林に対する国民の要請に応えることが緊急の課題となっていますと。林野庁が課長から都道府県の担当課に通知をしております。10条2項の許可を受けずに、また不正な手段に対して違反行為を是正、今回水路に関しては違反行為だと思うんですけども、それで止めておられると。県は止めておられるんですが。社会的な増大を招いたり、そういうときにはちゅうちょすることなく行政処分を行うなど、厳正に対処することと指導について示されてございます。同じように、農林水産省の考え方としては、監督処分についても違法行為の是正が図れない場合は、10条の3、中止命令、復旧命令ですね、今の工事を元に戻せと。これは今回に該当するかはちょっと微妙なんですけど、行政代執行についても関

わってございます。これについてもですね、今回についてはそこまで関係ないのかなとは思っておりますが、遅滞することなくずっと捜査機関と連携を密にして、刑事訴訟法131号の239条に基づき告発を行うことと書いてございます。これが県ですので、告訴になるのか告発するかはちょっと私も微妙なところなんですけれども、少なくとも平群町の立場からすれば告発なのかなと。ですから、やはり信用ができないという状況がどんどん出てくればですね、将来に向かって告発ですね、これはもう民事不介入は行政として当然のことなんです。刑事事件に関してはやはり正義感を持って、今すぐというわけじゃないんですけども、農林水産省が掲げてますように、開発行為に従わなかったということが続けばですね、刑事訴訟法に基づく刑事告発も平群町自身が考えていくべきではないかと考えますが、この件について、お願いも込めてなんです、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

議員が今るる述べられた法律云々に関しては、無許可で違法に林地開発をするようなことに対する話であって、ちょっと今回のメガソーラーの件とは視点がずれてるんじゃないかなというふうに思います。例えば、今奈良県がですね、開発の変更許可に対して審査をしております。この審査がですね、要は通らない、許可が下りないのにもかかわらず造成工事が行われるというようなことになると、これは平群町がどうのこうのっていう以前に、奈良県のほうが動く話ですから、要するに許可を得ないで行う行為に対する、例えば刑事告発だとか行政処分だとかの話になろうかなというふうに思います。ちょっと違うのかなというふうに思います。

○議長

井戸議員。

○4番

そうは言ってほしくなかったんですが、きっちり書いてるんですね。私も調べました。まず、うその記載に関しては、刑法159条、私文書偽造なんです。私文書偽造に当たらないということで、一体何の法に違反するのかなと調べてみました。行き着いたのがですね、やっぱり10条2項の許可の条件に反し、もしくは偽り、その他の不正な手段により許可、この不正な手段というのが自分に有利に働く書類に当たると思います。これを受けて開発行為を行うものですね。だから、間違っただいというか、うそをついて通した許可に関しては10条2項のここに匹敵します。ですから、解釈の問題ではなくて、ここに農林

水産省の主張をチェックしていただいたら分かりますが、昨日の議論からも分かりましたが、ちょっと私文書偽造の欄であるのかっていう話はない、うそはついても構わない、罰せられないというのは分かっていますが、これに関しては10条2項の不正な手段により許可を受けてきっちり書いてございますので、ここはですね、やっていただきたい。部長のおっしゃるとおり、県が真っ先にすること。今止まっていることはもちろん分かっていますし、今すぐっていう話ではございません。ですからですね、県がもちろん最初に許可を下ろさない、指導に従わない場合の告訴になるわけなので、先にはなりますが、しかしながら、こういう担保を持っておかない限り、平群町も協定書を結ぶべきですから、ある程度、告発もできるんだぞっていうことも踏まえてですね、将来的にですよ。でも、これを踏まえてきっちり話合いも進めていくってというのは大事だと思うんです。そういう意味では、ちょっと私のあれを否定されていましたが違うと思います。この件はもう答弁いただいても仕方がないので結構でございます。そういうわけですね、ぜひとも最終的には協定書の中身もきっちりしていただいて、やはり住民の不安を取り除くっていう形で、あらゆる手段を使ってですね、平群町も刑事の部分でもあるということで提案させていただいた次第でございます。ぜひともですね、前向きに捉えていただいて、平群町民の不安を取り除くようにですね、ぜひともよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長 長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時31分)

再 開 (午前10時45分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号9番、議席番号6番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○6番

それでは、私のほうから大きく2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、コロナ禍での女性用品、いわゆる生理用品の充実をというこ

とで質問させていただきます。

コロナ禍の中、経済的事情で生理用品が購入できない問題が世界各国で社会問題となり、日本でも「生理用品の無償配布を」の運動が急速に広がっています。マスコミでもこの問題が取り上げられるなど衝撃が広がりました。「生理で萎縮する子をなくし、性教育・ジェンダー教育をどの子にも」「貧困対策にとどめず、トイレットペーパーのように生理用品が当たり前にある社会に」と、女性団体などの取組が広がり、現在39都道府県の255の自治体、これは5月19日現在ですが、無償配布に取り組まれているとお聞きをしています。平群町でも、4月当初から県下では一番早かったのではないかと思います。防災備蓄品を使いましてですね、必要な方へ無償配布する取組が行われています。このことは高く評価をしたいと思います。その中でですね、私がお聞きをした範囲では、このお渡しが1回限りの配布、普通の日用の30個入り1パックが行われているというふうに聞いたんですね。必要な方に対しては1回限りに制限することなく、必要に応じた配布を行う対応をすべきではないかということで質問させていただきます。また、大和郡山市や大和高田市などでは、この昼用と夜用を各1パック、合計2パックをセットにして配布をされているということもお聞きをしています。平群町でもこのような配慮をした配布に改善すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、それとあわせてですね、防災備蓄品でも夜用の備蓄も今後行っていくことが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きく2点目は、北小学校前のバス停に屋根の設置をということで質問をさせていただきます。

昨年、4月から乗換えなしで北小学校と菊美台4丁目の区間を運行する路線バスがスタートいたしました。多くの子どもたちが利用しておりまして、保護者からも多くのよかったというお声をお聞きしています。ただ、水曜日などは一斉下校のため、北小学校前での積み残しが出るということもあるようです。1便当たり20人から25人程度が利用しているため、雨の日などは傘を差してバスを待っている子どもたちの集団を見かけることがあり、バスが着くと低学年などは傘を畳んで乗り込むのに時間もかかります。屋根があれば傘を畳んで待つことで、スムーズに乗り込むことができると思われれます。ぜひ関係機関と協議をしていただき、設置に向けた取組を進めていただきたいと思います。

大きく2点にわたり、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、植田議員の大きな1点目、コロナ禍での女性用品（生理用品）の充実をという質問についてお答えさせていただきます。

コロナ禍におけます女性の貧困、生理の貧困に係る取組といたしましては、去る3月18日、他の議員からですね、「コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望」を受けまして、災害備蓄品の入替え品目を活用し、奈良県内のみならず全国にも先駆け、本年4月1日より、役場窓口、プリズムへぐり窓口、各小中学校の保健室におきまして、生理用品1セット24枚入りを300セット用意して、無償配布を開始したところでございます。現在までに10名の方々に配布を行いました。議員の御質問での必要な方へ1回限りの配布では不十分ではないかとの御指摘でございますが、当初より希望される方々には回数に制限を設けることなく配布を実施しているところでございます。この事業は、基本的に経済的な理由により生理用品の購入ができず困窮する女性に対する支援事業との性質を持ち合わせておりますが、コロナ禍でもございますので、窓口では希望者が貧困であるか否かについて問うことはなく、また何度希望されても必要である旨のカードを指差ししていただければ、無条件で配布させていただくこととしております。ただ、配布できる個数には限りがあるため、1人でも多くの方に御利用いただけますよう1回につきワンパックとさせていただいているのが現状でございます。また、生理用品の夜用につきましては、今後、備蓄品としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○6番

ありがとうございます。平群町のほうでは回数制限なく必要に応じて対応されているということで、それはちょっと私がお聞きしたときの認識と私自身が勘違いしてたのかなと思います。それはそれでそのほうがいいことには間違いないので、それはよかったというふうに思います。それで、備蓄品については、今後そのような対応をしていきたいということなんですけれども、ただね、今議会でも補正予算のところですね、生活困窮者等への防災備蓄品の支給というところで一定予算も組んでますので、できたらね、県下一早く対応していただいた平群町ですから、やっぱりその部分で夜用も購入していただいて、できるだけ早く併用でスタートできるような対応を取っていただけないかなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、昼用ですね、一般用の生理用品については配布をさせていただいておるところでございますけど、夜用も併せてということでの御質問であるかと思えます。今回こういった形で事業を実施させていただいておりますのは、防災備蓄品ですね、期限切れが近づいたものについて、生活困窮されてる方について提供していくというのが事業の本来の趣旨でございました。夜用の備蓄品につきましては、今回ですね、我々の配慮不足であって今現在、備蓄しておらない状況であります。今回の御指摘も受けましたんで、今後、夜用につきましても備蓄のほうを進めてまいりたいと考えておるところでございます。ただ、今回、夜用備蓄がないということですので、この事業の趣旨からいいますと、夜用については新たに購入した部分を併せて配布をさせていただくのは、今の時点ではちょっと趣旨が違うのかなということで、配布のほうはできないというふうに考えております。

○議 長

植田議員。

○6 番

平群がね、県下に先駆けて、いち早く対応してくださったことには感謝をします。それをやっぱり私もほかの自治体の状況を見る中で、これだけではやっぱり不十分だなということで、今回質問させてもらいました。金額的にも今10件程度の御利用だということもありますし、私は一つとして、今回の2号補正の中で対応できないかということを質問させてもらいましたが、ほかのところからでも対応できる部分があるのじゃないか、あるいは予備費なんかの部分で、やるんだったらスピーディーな対応をね、ぜひ平群町としてやっていただきたいというふうに思っておりますので、これはぜひ何らかの形でできるだけ早く対応できるようにお願いをしておきたいと思えます。

以上でこれについては結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、植田議員の大きな2点目の質問ですね、北小学校前のバス停の屋根ということで、御質問に回答させていただきます。

北小学校前のバス停におきましては、路線バスにおけますバス停でもありますので、その必要性、設置の可否について、NCバスとの協議の場を設けるとともにですね、道路管理上、支障が生じないのかを含めて関係機関とも協議をし、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○ 6 番

ぜひ、関係機関と調査研究して設置できるように進めていただきたいと思います。
これ、北小のほうの状況もお聞きをしまして、子どもたちが多分、平群町の路線バスの1停留所で20人とかっていう形で待つことってまずないと思うんですね。そういう中でやっぱり子どもたちの安全というところを考えたとき、やはりそういうものがあればスムーズに乗降できるという問題もありますし、NCバスさんにとっても、路線をつなぐことで利用者が増えたという部分もね、やっぱりあったと思いますので、そこは十分子どもたちの安全安心な、言わば通学ができる一つの方法といたしますか、対処としてぜひこれはきちっと関係機関と話を詰めていただきたいということは申しておきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

11時5分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時56分)

再 開 (午前11時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号2番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○ 2 番

発言番号10番、議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願ひいたします。まだまだ慣れないもので申し訳ないですけども、よろしくお願ひいたします。

そしたら、私の質問は3点であります。1番、平群町内の学校のあり方についてです。

令和3年も半年が過ぎましたが、コロナウイルスの影響はなかなか収まる気

配が感じられません。ワクチン接種などの対応で感染予防が徐々に進んでいることにより、少しでも安心感につながればと感じています。学校教育の現場では、子どもたちの安心安全の確保のため、細心の注意をさせていただいていると感じ、心から感謝申し上げます。

日本教育新聞、令和3年6月7日の記事で、教育現場の校長先生の提言を読ませていただきました。大変勉強になりました。学校長には、自校の教育課程編成というかなり大きな権限があるそうです。子どもたち目線を大事に思い、先生方の働き方を考慮し、本町の環境に見合った編成を試みる絶好の権限だと考えます。本町では、校園長会でよりよい取組のための構築、統合型支援システムなどハード・ソフト面を問わず、他の市町村よりも進んだ取組を試みていることは承知しております。その校長先生の話ですが、校長先生の文章の中で「学校は学びを作る場所。そして人が育つ場所。何のために、誰のために学校はあるのだろう。学校は、夢や希望という言葉を好んでよく使う。そんな美しい言葉を吐きながら、もう一方の手で若い翼をへし折ったりしない学校をつくろう。」、私は本当に感銘いたしました。

このたびの私の一般質問の観点は、前例踏襲、忖度、同調圧力など、固定観念を打ち破り、異なる視点からの試みにより、本町の教育現場が新しいモデルになり得るのではないかと考えるからです。教育行政を所管する教育委員会において、今後の在り方についてお答えください。

2番目は、町道路線についてです。

本町の町道路線は、網の目のようにつながっています。歴史ある平群町は山並みの中を通る町道、道幅の細い路線も多々あり、平地部の町道も多くの課題が山積していると感じます。生駒市と三郷、斑鳩を結ぶ168号線に通じるルートは、まだまだ整備が必要です。平群駅周辺区画整理事業も終えんを迎え、本町の玄関口もさま変わりし、複合施設である文化センターも開館し、さらなる発展が望めるように思えてなりません。しかしながら、財政面などの問題もあり、道路整備が進まないことが実情と考えます。町道鳴川路線道路拡幅に伴う用地買収など、少しずつ点を線に変えていく方向性は感じますが、国や県などの御協力をお願いし、早いスピードで解決していくことで人口減少を抑制し、住んでよかった自然豊かな平群町になるように思えてなりません。本町の鳴川路線など、道路行政の方向性と進捗状況をお聞かせください。

続いて、3点目です。令和3年度における町行政についてです。

令和3年度の予算執行も約2か月が過ぎようとしています。5月末の出納閉鎖も終わり、令和2年度の決算状況が見え出す時期を迎えました。昨年来、平群町の財政事情が厳しいために、県より重症警報という言葉で財政政策の精査

を心がけるように指導・監督を受け、また近年のコロナ禍の状況の中、国や県からの事業執行などで補正予算を組み、事業運営を進めているのが現状です。残念ながら、町単費の事業などのオリジナルの施策の執行などは厳しい状況が続き、町内行事も延期、縮小、中止と致し方ない日々が続いています。

去る6月6日に地元の有志の方々による心温まるサプライズ打ち上げ花火が行われ、心和むときを与えていただいたことは、閉塞感の日々が続く中で明るく心温まるサプライズであると思います。関係機関の迅速な対応による結晶であると思い、本当に感謝申し上げます。

町制50周年を迎え、平群町に住んでおられる方々に喜んでいただけるためにも、今年度の執行状況、組織改編により何がよりよい方向に進んでいるのか、お聞かせください。

この3点をどうぞ答弁お願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の1項目めの御質問、平群町内の学校の在り方についてお答えいたします。

近年、グローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が急速に進み、社会は大きく、そして激しく変化しています。そのような予測困難な時代にあっても、子どもたちには前向きに変化を受け止め、よりよい豊かな未来のつくり手になっていくことが期待されています。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような生きる力を育むために学習指導要領が改訂され、2020年度より小学校から順に実施されています。学習指導要領は、文部科学省が定める教育課程の基準であり、全国どこの学校でもこれにより教育課程が編成されています。

学校長の自校の教育課程編成権限については、学習指導要領で定められたカリキュラム、授業数を満たすことなどの条件の範囲内であれば、年間の行事も含めて校長の裁量でカリキュラムなどの授業のコマを決めることができるというもので、学校の実情に応じた柔軟な授業や学校運営を可能とするものです。

本町では、町教育大綱に基づき、毎年度「学校教育指導の重点」という教育ビジョンを示し、その方針に沿って学校・園で教育カリキュラムを作成し、実施しています。教育委員会では、大きな目標、方針を示し、具体的教育課程の編成は、基本的に学校・園の自由な裁量に任せています。今年度の事例では、小学校における外国語教科について、県の英語専科の加配教員1名とALTの効果的、効率的な配置ができ、子どもたちの学びの充実を実現するため、3小学校で英語の授業の時間割を調整したカリキュラムを編成の上、実践していま

す。

そこで、今後の教育行政の在り方についてですが、何よりも子どもたちの学びにとってより最良となるものであることを基本に、実践していくためには何事も固定観念にとらわれず、自由で柔軟な発想でチャレンジの精神を持って取り組むことが大切であり重要と考えます。取組の実践では、ICT技術など様々なツールや仕組みも活用して、効率的な手法でそのノウハウを蓄積し、次につなげていくことも大切であると考えます。そのようなことから、学校現場へは校園長会、教頭主任者会などの会議等を通じて、学校・園の経営方針において目標を明確にし、それを教職員全体で共有し柔軟で自由な発想を持って取組を進めていただくよう指導しています。今後も国が示す様々な制度を有効に活用し、子どもたちの学び、成長にとってより最良となる法則についてチャレンジ精神を持って、教育委員会、学校、こども園が連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。教育現場では、やはり先生方も御苦労されると。僕はこの6月議会に、なぜこういうふうな質問の仕方をしたかという、この前の日曜日の日に、くまがしクラブさんのほうで勉強会をしていただきました。それは今日、座ってらっしゃる議長も、山本議員も山田議員も馬本議員も座っていただきました。僕はさっき文書の中で、花火の話をさせていただきました。地域の方々が、町民の方々が一生懸命このコロナ禍でね、元気になったり、社会組織をどんどんどんどん変革して喜んでもらえるように勉強してはるんだなど、僕は感謝し、僕も座って大阪教育大学の平野校舎の先生の講義を聞かせてもらったときに、本当に社会の組織をつくるには、こうやってコミュニティをつくっていくことによって、こうやって子どもたちを育てることによって、また平群町に戻ってきけるような、そんな社会ツールをつくれたら。ここで教育をしていただいたお子たちが、平群町には高校も大学もないんで、やはり違うところへ行って学び、でも帰ってきたところが安心安全でね、こうやってやってたと。僕らも子どもたちに指導してくれはる大人たちを見て、自分も地元の子どもたちを指導してかわいがってやりたいなって、そういう社会組織が人口減少を抑制し、教育現場を活性化していく。そんな教育現場のまちづくりを申し訳ないですけども、教育長、教育部長、9月からまた次の次年度の計画を進めるその一助にさせていただいたらと、そういう思いで、私は6月議会にこの質問を投げかけさせていただきました。僕はまだ2年しか議員活

動をさせていただいてないもので、やはりワンクール４年、また次の４年っていうパターンではまだまだ修行が足りないんですけども、やはり単年度、単年度で予定を組んでいく以上、次のツールの次年度に向かってお子さんたちを預かるに当たって、もう３月や１２月のときに一般質問してどないになりますかって、また次年度ですって、そんな先送りをするようなことよりも、やはりこの６月に、申し訳ないですけど、まだまだ弱いくさびですが、考えてやってほしい、そういう観点と、皆にたくさんの意見を頂いて、ああなるほどなど、それぞれの年代にこんな意見がある、それを集約してお預かりするのが行政やと僕は思っています。どうか、この一般質問を聞いて次につなげるように御答弁願えればありがたいです。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま議員のほうからいろいろとお言葉を頂きました。教育現場の活性化に向けて、また令和４年度に向けてですね、次につなげるような施策を展開していくべきと、そのような内容だったかと思います。現在、教育委員会におきましても、先ほどの答弁でも申しましたように、毎年度ですね、学校教育指導の重点ということで、そういうテーマといいますか、教育ビジョンを掲げてですね、今年度でいえば「２０２１ 笑顔でつなげる平群の学び」と、そういうような大きな目標を掲げてですね、各園校のほうに下ろしております。その中で、具体的にはいろいろあるんですけども、今年度の一例を申し上げれば、今年度ですね、奈良県から委託を受けまして、英語教育の改善プランとかそういうようなものを奈良県下で、平群町、大和高田市、二つの市町村でも実施しております。令和４年度についてもですね、今はまだこういうような財政状況の中でハード面についてはかなり厳しい展開が予測されますけどもですね、特にソフト面についてはいろんな県からの補助メニューもございますので、そういったものを十分活用しながらですね、子どもたちにとっても、教員にとってもよりより教育環境ですか、教育現場も実現できるように取り組んでまいりたいと思います。いずれにしても予算がいろいろかかってまいりますけども、それは町全体で厳しい予算編成の中でですね、創意工夫を凝らしながら学校教育の充実、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長

長良議員。

○２番

御答弁ありがとうございます。本当に、真心あるね、情熱ある気持ちで子どもたちの澄んだ目を見続けられるように、教育長、教育部長、申し訳ないですけども、よろしく願いいたします。私のこの質問はこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、町道路線についてお答えいたします。

現在、計画しております主要道路の整備事業については、鳴川路線、平群駅前線、川原路線であり、限られた予算の中で実施していく必要があります。議員お述べの鳴川路線の改良拡幅につきましても、最重要課題であると認識しているところです。この鳴川路線につきましても御承知のとおり、昨年度、地権者の協力が得られ、7,117平米の用地買収を行い、延長で220メートルの道路拡幅用地を取得いたしました。この区間については、視界の確保のために樹木の伐採を実施したところです。また、この区間について将来的には、社会資本整備総合交付金事業により拡幅整備工事を実施する予定ではありますが、当面は仮設で道路拡幅を実施するなど、通行車両等の安全を確保できないか検討していきたいと考えております。なお、今後につきましても、他の路線も含めて用地確保のため、引き続き関係地権者の合意形成を求めていくとともに、必要な財源の確保に努め、早期事業完了を目指し粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。主要幹線道路の整備につきましても、まちづくり、地域の発展に重要な役割を持っており、安全かつ円滑に移動できる道路整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。今回なぜ、この鳴川路線のことを聞いたかったか、やはり道路は地域を結ぶ血管みたいなパイプやと思うんです。毛細血管もあれば、主要な静脈動脈があるのと一緒でね、その中でやはり平群町をいろんな人に行き来してもらって、気持ちよく来てよかったなど。やはり山へ入って散策する、四季を通じてほかの他市町村から人に来てもらう、真ん中にある道の駅につながる、そういったタイプ、毛細血管に至るようなところ、なるべくくまなく、昨日の答弁もありましたけれども、月に2回巡回してると。その中でもね、やはり残念ながら1万8,000人の町民を預かる行政としてね、くまなく見て回れども、どこが先にどこが先についていう話になってね、どうし

でも早うしてほしいというのはみんな一緒なんです。その中で、町長を筆頭にね、我々、この平群町を預かる立場として、どこが最初に町民が喜んでいただけるかっていうのを精査して、町民が道をちゃんとそれなりにしてくれてんねんなと思えるように、こんなことを言うたら間違ってるか、優先順位をつけざるを得ないんですけれども、してやってほしいなという思いで、山の上の鳴川路線を一番の主語にして質問させていただきました。まちづくりは人づくりです。道づくりがあってこそ交流がある。途中で止まるような道、途中で狭くなってしまう、そんな道づくりでは人との触れ合いはなかなか進まないと思います。どうか、この道路を例にして申し訳ないんですけども、みんなが見えるところはさっとできるように、事業部長を筆頭に頑張っていたらありがたいなと思います。どうぞよろしくお願ひします。最後に答弁だけ、ひとついただけますか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

御答弁させていただきましたとおり、今後ともですね、特に主要道路に関してはスピード感を持ってやっていきたいと。もちろん財源、財政状況が非常に厳しい中でありますから、優先順位をつけるというのは非常に難しいことでもあるんですが、そうは言っておられませんので、優先順位をつけてですね、優先順位の高いところには集中していきたい。また、日頃の道路保全、整備、管理についてもですね、力を入れていきたいというふうに考えております。

○議 長

長良議員。

○2 番

ありがとうございます。毎日毎日いろんな町民の目がありますんで、どうぞよろしくお願いいたします。この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、長良議員の3点目の御質問でございます。令和3年度におけます町行政についてということで答弁させていただきます。

町政執行についてですが、奈良県の重症警報を受け、これまで以上に財政健全化の取組を推進しなければ持続可能な行政運営ができなくなってきていることが危惧されるところでございます。しかしながら、厳しい財政状況においても、町民の安心安全、町の持続的発展に必要な事業については取り組んでいか

なければならぬと考えておるところでございます。そのような中、令和3年度は平群町の将来世代へつなぐ大切な1年であるとも考え、緊急財政健全化計画の推進に取り組んでおります。現在も奈良県との合同勉強会を実施し、財政健全化に向けた将来負担の軽減について検討してるところでございます。その一つとしまして、緊急財政健全化計画に掲げた事項による効果額を後年度の財政負担軽減に活用し、既発行の起債の繰上償還や財政調整基金の積立てや公債費負担の軽減を図ることによって将来負担比率等が縮小され、将来的にも安定した健全な財政運営になるものと考えております。そのようなことから、事業やイベントはコロナ禍でもあり、昨年引き続き実施については厳しい状況でございますが、これらの取組が将来の平群町の活性化につながり、よい方向へ進んでいくものと考えております。また、この4月からですね、組織改編をさせていただきまして、僅か2か月程度ではございますが、部長制の施行により、施策の実行に係る指揮命令系統が明確化され、円滑かつスピーディーに機能し、また各課におけます課題解決についても、意思の伝達の垂直化により早期の行政判断が可能となりました。このコロナ禍での対応では、各課、各分野の縦割りで解決できない課題に、部長間での横の連携により職員が一丸となって取り組んでおる状況でございます。今後も複合的な行政課題や制度のはざまへの対応、さらには各課の連絡調整、協働体制の構築のため横串を入れ、さらなる迅速な対応による住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁、本当にありがとうございます。この一般質問で、本当に住民福祉部長、総務部長、事業部長、教育部長、この4名の方々、何回もこの一般質問で御答弁いただきました。もう何十回とたつてね、部長制にして、全部1回この4人を通して全てやるんだなど。この3月議会までは、全ての課長級の人が座られて、どうやってやるんかなって、やっちはるんかなって思いながらも、新しい制度に変わりね、4人を軸にして必ず通っていくんやなど。僕はやはり組織改編して、平群町の本当のやる気度を町民の皆様を感じていただけるように、どういうふうやってるんやでって教えてもらえるように、今回答弁を引き出せたらなと思いました。どうか、この6月が終わりました、9月の決算に入りますけれども、この3月までを見直して、その次の4年度にみんなもまたコロナが収束に向かい、進んでいけるような形で提案していただき、我々も一緒に

審議し考えていただけますように、本当に皆さん、申し訳ないですけども、この重症警報の中、円滑に町民の方々に喜んでもらえるように、どうか申し訳ないですけど、よろしく願いいたします。

最後に町長、一言だけ、前に向いてやっってるっていうのを頂けますでしょうか、お願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、長良議員の令和3年度における町行政について答弁をさせていただきます。

平群町の財政状況の悪化に伴い、奈良県からは町財政に対して重症警報が発令されました。町といたしましては、厳しい財政事情から脱却するために緊急財政健全化計画を策定し、普通建設事業の抑制や公債費負担軽減など計画に掲げた事項の達成に向けて取り組んでいるところでございます。また、町民の皆様には、コロナ禍の影響による町行政の中止と相まって、一部我慢を強いているところになっておりますが、できる限り安定した財政運営ができるように取り組んでまいります。また、令和2年度の決算につきましては、9月議会に詳しい説明をさせていただきますが、実質収支で約2億600万円の黒字、実質単年度収支で約3,900万円の黒字で、財政調整基金を取り崩すことなく済みました。ただ、これは臨時的な要素もある中での結果であり、改めて今後の財政状況を注視していく必要があると考えております。また、新たな行政組織の改編により、課の縦割りではなく、課を横断しての連携がやりやすくなり、組織を横断的に支援することができるようになりました。今後もこれらの取組を一層推進し、みんなが笑顔になるまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議 長

長良議員。

○2 番

町長、こんなに長く答えてもらえるとは、すみません、ありがとうございます。僕の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。一緒に頑張りましょう。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 （午前 11 時 33 分）

再 開 （午後 1 時 00 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 11 番、議席番号 5 番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○5 番

それでは、先般 2 点にわたって通告をさせていただいております。

まず第 1 番目には、発電を開始したメガソーラーについて。

この発電を開始したメガソーラーというのは、若葉台ローズタウンの北西部に隣接をしたメガソーラーであります。平成 28 年 4 月の終わりから準備、工事等が始まった、もう足かけ 6 年になるという、こういったメガソーラーの事業のことであります。若葉台ローズタウンに隣接をした平群町初のメガソーラーなんですね、第 1 号です。これが建設工事はいまだ続行中であります。しかしながら、発電・送電を今年の 4 月 9 日から開始したと事業者の代表、これは株式会社太陽設備、この会長であります徳山さんのほうに電話をさせていただいて開始したというふうに聞いております。しかし、近隣住民には送電をしているということなど何の報告もなく、安全性についての説明もしていただいております。この本開発、建設については地域住民の大きな不安、そして心配が過去にあったところですが、また、建設開始から既に 6 年を経過をすることになります。1 時間当たりの雨量で 20 ミリに達すると、必ずや工事現場から泥水が若葉台ローズタウンや旧の若葉台の住宅地などに流れ出しておりました。また、福貴のほうでは農業用水の池にも入り込んでいくというようなことを再々起こしておりました。この近々で言えば、今年の 5 月 20 日、結構な雨が降ったわけですが、梅雨に入ってから大雨で若葉台 3 丁目の町道へ泥水が流れ出しておりました。その後、朝に工事現場の監督さんが一生懸命、道路掃除をしてはったというようなことがございました。このときの雨量は、若葉台の雨量計がどういうわけかずっと壊れているのか何なのか、計測不能ということで全く表示がなかったんです。仕方がないので、生駒の雨量計のほうを調べますと 1 時間当たり 23 ミリという雨がちょうどこのときには降っていたようです。今年の梅雨は早く、今後この夏や秋の台風にも大変心配が募っていると

ころです。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

平群町内初のメガソーラー発電所であり、発電開始に当たり、町として住民に対して業者説明をすべきだというふうな指導などを求めるべきだと私は考えておりますが、御見解のほうをお尋ねいたします。

二つ目は、諸工事はただいま続行中で、まだいろいろな作業をしてはるわけですけれども、安全対策が全くできていないというふうに見受けられます。町としてのこの辺での見解、指導をどのようにしようとしておられるのかということをお聞きさせてもらいたいと思います。

そのうちのAですね、「危険」という表示、また「高圧電線」という表示、看板等が設置は確かにされているんですね。けれども、書いた扉が折り畳まれているので目立たないとかね。進入可能状態、いつでも入れるという状況で危険性が大変大きいのではないかというふうに思います。安全面から工事完了まで発電・送電はせめて中止をすべきだと私は考えますが、御見解はいかがでしょう。

Iですね、山側（西側）にはフェンスの設置はありません。これは山間に生息をする動物、主にはイノシシになるんですが、この辺り、以前はイノシシがたくさん生息をされていて、雨が降ったら顔を出すというようなことも、たしか私も遭遇をしています。このイノシシなんかの侵入で、事故や災害発生の可能性が発電所内であると考えられますが、御見解はいかがでしょう。また、指導のほうはどのようにしていただけるのか、お伺いします。

三つ目、パワコン等から発する電磁波、電波などの調査を実施、報告を地域住民に業者がすべきと考えていますが、町としての見解はいかがでしょう。若葉台3丁目でアマチュア無線をされている方がいらっしゃいます。ちょうどパワコンから100メートルに達するか達しないかという距離なんですが、アンテナを大きく広げて送信をされています。この方にも、この辺での電波障害はないのかということをお聞きをしております。やっぱりアンテナをソーラー発電所方面に向けると雑音が入るというふうにおっしゃっています。その辺で見解を伺いたいと思います。

四つ目、梅雨や台風などの豪雨時の雨水、これの流れ、それと調整池に対する住民の不安は今もずっと大きいものがあります。

そのうち、A、当該地北側の雨水はポンプアップをして、南の方角から上に上げて、そして誘導して調整池のほうに持っていくと。そして、ローズタウン若葉台や若葉台の団地内の町管理の雨水管に最終的には流されると聞いていますが、豪雨時にはこれがどのような状況になっていくのか。この辺で御意見を

伺います。それと、もともと山林であったところを、若干伐採をして山肌を削って今パネルを敷かれてるわけですが、この辺りの山林であったところ、この辺には昔は山頂に小さな池が二つあったように地図上では見受けられません。これまでは自然に福貴の農業用水池にも流れていた雨水でありましたが、開発後は用水池には全く入らず、ローズタウンと若葉台の道路の下を通ってる町管理の雨水管に流れることとなります。このようにもともとの雨量より増えるということ、この辺での見解をお聞かせください。

イ、先日、先ほど言いました5月20日の雨ですね、このときは竜田川のほうも平群の水位は水防団の待機水位を超過をしたというような雨量になってたんですが、これがあつた朝、先ほど言いましたね、これ、泥水が流れ出してたということですね、この辺では雨水管に泥がどんどんたまっているのではないかと。これまで何度もこういうことがありましたのでね、その辺で町が管理をされている雨水管は大丈夫なのかというようなことも心配をしているところです。この辺でどう考えてるのか、お聞かせください。

ウ、当該地の調整池はこれまでに流れることなくたまつた雨水、それと今年の2月の初め頃にしゅんせつがされているわけです。これは私どもが県に行きまして、このしゅんせつはどうなっているのかということで問合せをしました。それについてはすぐにしゅんせつするように指導しますということで、確かにすぐにしゅんせつをしてもらいました。このしゅんせつが2月の初めまでにはされてるんですけども、それ以降、僅かの期間なんですけども、もう既に結構な泥がたまっています。豪雨になった場合、予想より早くこういう泥がたまつたり、水がたまつたりということでは、早く溢水をしてしまうという、オーバーフローを起こすということが考えられますが、町としての見解、対応をどうしようとしてるのか教えてください。実際6月5日から12日の間は降雨がなかった、ゼロだったんですけども、それにかかわらず雨水はたまっている状態、これはやっぱりおかしい、異常やというふうに思います。本来、調整池っていうのは雨が降らない場合、たまるわけがなくて空っぽであるはずなのにたまっている。たまると、水の停留というのは非常に衛生上も大きな問題があるのではないかと考えられます。蚊の発生ですね、これなんかもすぐにボウフラが湧きますので、その辺での問題もあります。御見解を聞かせてください。それと、本調整池には作業車が内部に進入をする通路がありません。しゅんせつ工事をするときには、クレーン車で重機を釣り上げて中に入れなければならないという大変な作業をしないとしゅんせつ作業はできない。こういう大がかりになるということなどもあります。また、この水の停留などを考えると、構造上の問題はないのかと心配になっています。こういう点について、町の見解をお聞か

してください。これは町民の安全を守っていくという観点でね、町のほうの指導をきっちりしてほしいということでお願いをしたいと思います。

大きく2点目、外川のしゅんせつについてです。

外川というのは、矢田山系から流れ出ている2級河川です。最後は竜田川に注ぎ込んでいきます。その前に平群交番の裏側を流れているわけですが、この川については平成30年7月の豪雨で累計雨量、2日間降ったわけですが、5、6で250ミリで時間雨量で何と最大37ミリという雨が平群町でも降ったわけです。平群町各地で大きな被害をもたらした、あの豪雨です。外川の下流にある梨本などの人家近くで川があふれて溢水をし、流木が道路に流れ出たというような被害が出ました。その後、地元要望で同年11月に奈良県によってしゅんせつ工事がこの川については実施をされました。しかしながら、現在、平群交番の東側に小さな橋がありますが、ここまでの間50メートルぐらいかなと思われましますが、ここに堆積をした土が川幅の3分の1から3分の1以上近く土で埋まってしまっている。実際に流れているのは4分の1以下ではないかなというふうに見受けられます。本年は例年より、先ほども言いましたけれども、梅雨入りが早かったということもあり、既に大雨は降っています。続く台風の豪雨などが予想される中、早急にしゅんせつ工事を実施することが災害を未然に防いでいくことになるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。それと同時に、当河川を管理をしております奈良県にしゅんせつ工事の施工を強く早く要請していただきたいというふうに要望をさせていただきます。

以上です。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、ローズタウン若葉台の太陽光発電についてお答えします。

ローズタウン若葉台に隣接したメガソーラー建設工事は、平成29年3月に約2.2ヘクタールの面積で建設工事が着工されました。現時点では、今年の8月末の完了をめどに工事を進められております。残工事の内容として、区域北側のり面の雨水排水を処理するポンプ受水槽の工事、現在土肌となっているり面のシート養生、区域全体を囲うフェンスの設置が残っていると聞いております。

地元の自治会とは、月1回程度、工程等の報告をされてるというふうに聞いてるんですが、発電開始時期等は、事前に地域住民に対し説明するように町からも指導いたします。安全対策については、奈良県及び町担当課で5月25日

火曜日ですが、防災パトロールの際に現地確認を行っています。指導事項については、のり面の工事はドレンシートにおいて仕上がりとなりますが、現在、工事期間中で土肌の状態であることから、土の流出を抑えるなどの指導を行っており、事業者は工事に侵食されたのり面に土のうを設置するなどにより、都度、保全作業を実施しているところです。

それとですね、工事の現場なんですが、基本的には立入禁止になっておりますし、また周囲にも防音シートだとかが張り巡らされており、北側については高い石垣に囲まれてるというようなことで、工事用の車両や人が出入りするところについては、それなりの扉なりが設置されていると思います。あえて立ち入らないでいただきたいと思います。現在は、送電に向けての試運転が行われております。以前、送電されたということなんですが、あくまでも試運転ということで、常時稼働している状態ではないということですので、先ほども言いましたように、送電開始については安全対策はもちろんですが、地域の住民の方に報告のほうをしてもらうように指導したいと思います。

それから、野生動物なんかの侵入について御心配ということですが、これはですね、西側だけではなくて事業範囲の周囲は全て、最終的にメッシュフェンスと目隠しフェンスの設置を計画されておりますので、事業完了時には、そういった野生動物の侵入については心配ないものと考えております。

次に、パワーコンディショナーから発する電磁波等についてですが、これも安全性の説明などは事業者より説明するよう指導してまいりますし、パワーコンディショナーを設置することによって懸念される電磁波の発生や電波障害等については、設置事業者に対して測定を行って当該施設が設置されている近隣自治会等や周辺の住民の方に測定結果を報告するよう指導をいたします。また、事業者からは、これまでの同じような太陽光発電に関してですね、電波障害っていうのは今のところ起こった経験はないということでお聞きしております。

それから、先日の未明における大雨について、平群町でも職員が町内パトロールを実施しまして、早朝早くからですが、当該箇所の土砂流出を確認したため、事業者に復旧を指導したところ、事業者によって土砂の撤去と流出防止の仮設の土のう設置が実施されております。

なお、その際、町の雨水管なんですが、これも確認しましたが、土砂の堆積はありませんでした。それと、現時点では施工期間中ですから、先ほども申しましたように、のり面は土肌がむき出しの状態であります。大雨の際には土が流出していきますので、調整池に土砂が堆積し、雨水の排水溝が閉塞されたというような状態があったと思いますが、現在、事業者によって調整池に堆積した土砂はしゅんせつされております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。今、発電・送電っていうのは試行だというふうに部長のほうからもお聞きをしたわけですがけれども、これ、そうなんでしょうけれども、会長は送電しておりますとはっきりおっしゃったもので、本格的に送電をしてるんだというふうに私はそのときには理解をしました。しかし、試行なんです。ということで、本格的な開始までに地域住民、地域住民というのはどこを指しておっしゃってるのかというのをね、確かにローズタウンのほうは最初の経過もありまして、ずっと井戸議員なんかも入って、毎月に近いような、ここんところはあんまりしてないとかいう話ですけども、業者と自治会の対策委員会ですかね、そこのいろんな話合いがされているというふうには聞いております。しかしながら、今やもう若葉台も人ごとではない。実際ソーラーパネルは、直接見えなくても斜面の上のほうにはもう設置されてて、パソコンなんかでいえば、非常に近いわけですよ。100メートル以内に若葉台の住宅地は立ってるというね、皆さんそこにお住まいやというふうになってるわけですよ。

それと雨のときの泥水の流出なんかは、若葉台3丁目の方たちはやっぱりしょっちゅうやというふうにね、嘆いてはるというのが現状なんです。その辺では、発電に当たっては若葉台の下のほうまでは説明は要らないかもしれないんですけども、せめて隣接をしている若葉台3丁目、4丁目辺りっていうのは必要やというふうに思います。だから、若葉台の自治会のほうにもきちっと行っていただいて説明をしていただけるような、そういった指導もしてほしい。

それと福貴ですね。あの当該地の住所は福貴ですよ。ほんで、何か送電線を福貴の里道を越えて送電するらしいですよ。1本は若葉台のほうに来ます、送電線がね。ですけども、もう1本は福貴の里道を越えて、ちょうど水道のタンクの横に電柱を建てて、そこから関電の電柱につないでいくというふうになると、先日、福貴大字のほうに説明をされたということで、現地の見学もしたということで、福貴の方からは聞いております。その辺で言えば、福貴はそのことと、それと福貴の農業用水、何とか池、名前を忘れちゃったんですけども、結構大きな農業用水の池があります。ここに何度か泥が入って非常に大きな迷惑を被ったっていう経過もありましてね、非常にその懸念は福貴の人たちはされています。そんなんで、福貴の地域も近隣地域ということでは必ずきちっとした説明を業者のほうがするように再度指導をしていただきたいというふう

に思っています。

それから、安全面の確保ということなのですが、行ってみてくれはったらよく分かるんですけども、作業を毎日のようにされています。しかしながら、そんな大勢で作業してはらへんのでね、上のほうで1人か2人か3人かぐらいで作業が進んでるわけです。そしたら、下のほうには誰もいてはれへんわけですわ。本当に幾らでも中に侵入できるんです。そら、侵入しないようにって言われても、子どもなんて分かりませんよね。侵入可能であるというのは非常に危険やというふうに思いますのでね、そこを徹底してやっぱり送電の試行をされてるということで、いつ動くんか分からへんですよね。今も動いたときも言ってくれてはらへんし、今日は発電して送電しますよなんていうお知らせは、私は若葉台ですけども、住んでてもそんなお知らせは一切来ませんし、分からないわけで、非常に危険な状態がありますので、そこはきちっとした安全確保ができるような施策を講じるように、きちっとした指導をしていただきたいというふうに思います。基本的には業者が住民に安心して暮らせるような説明をさせていただくということが大事かなというふうに思っています。

北のり面のことについては、かなりの急斜面を3段に分けて段差をつけて崩れないような手だてを県のほうからの指導もあり、時間をかけてされたりとか土のうですね、何ていうのかな、草の種とかを含んだ土のう、植生土のうやっただけ、何とかいう、そういう土のうを物すごく苦勞して積み上げてくれてはる、そういう姿もよく見てますので、その辺では一定指導があればきちっとそれを対応していくというね、業者の姿勢なんかは私は一定あるのかなというふうには見てるんですけども、でも、あそこのり面が非常に亀裂が入ってたりってというのは、地域住民にとっては非常に脅威で、あれ崩れるんちゃうかという不安も大きいので、その辺についてもきちっとした説明が要るのではないかというふうに思われます。

それと雨水路の雨水管については、泥水が流れても雨水管に泥がたまるというようなことは、この前はなかったと。これまでも何度もあったんですが、その辺ではどうだったんですかね、ちょっと聞かせておいてほしいんですけども。それと雨が降った後の水は、若葉台やローズタウンに配管されている雨水管を通して下に流れていくと。非常に今話題になってるような線状降水帯がやってきて、異常な雨が降った場合あふれる、雨水管ももたないというような状況も出てくるん違うかなっていうふうに思うんですけども、山があったときに比べて、随分流れる量が福貴の用水路に流れないので、量的には増えるんだというふうに私は理解をしてるわけですけども、この辺、それでもその雨水管はもつんやという判断で雨水管に流すというので、町は合意しはったんやと思う

んですけども、その辺の根拠を教えてください。よろしくお願いします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

事業者に対しては、当然、安全対策について指導はしますし、これまでもそうしてきました。先ほども言いましたが、この事業自体は事業者の予定では今年の8月末には完了するという事ですので、今は土がむき出しののり面ということで、雨で流れたりということもありますが、基本的にはシートで保護するという事ですので、これまでと同じような形で泥や土砂が流出するという事もかなり減ってくるだろうなというふうに思います。

工事用の入り口については、バリケードなり扉なり、不要なときは閉めるように、これはまた町からも指導いたします。

これまで雨水管について土砂がたまったことってというのは、私はちょっと直接過去のご事は知りませんが、あったんだろうなというふうに思います。ただ、調整池ができるまでの、恐らく話だったんじゃないかなと。調整池がありますんで、一旦そこに土砂なり雨水なりがたまりますので、そこからオーバーフローしてまでなかなか土砂が流れていかないということだろうなというふうに思います。結果的に雨水管を確認したところ、先日の大雨の後でもですね、雨水管の中の土砂の堆積はなかったと。今回、調整池より排水される雨水については、全体の流域面積が2ヘクタールほどで流出係数が0.9降雨強度、171.2ミリパー時間というようなことで計算されてまして、調整池からは2系統に分かれて放流される計画です。こういう計算式の基で調整池から雨水管を経てですね、最終的には竜田川に流れるわけですが、計算上、雨水管への放流量については、基本的には問題ないということになっております。もちろん想定した以上の雨が降らないとも限りませんから、これまで同様、町のほうでは大雨時に関しては、1日時間に関係なくですね、朝であろうが夜であろうが必要なパトロールをして、災害が起こらないように監視をしたいというふうに考えております。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。取りあえず業者への指導はきちっとしていただくということをここでお約束いただいているんで、それは信頼をさせていただいて、説明を待ちます。

それとですね、先ほど言い忘れましてけれども、調整池のことですが、雨が

降ってないのにたまってるという現象、これをどのようにお考えかなと。やっぱり水がたまると、すぐにボウフラが湧くんですよね。もう御存じのことと思いますが。非常に不衛生な状況というふうに思います。それと泥もたまっていると、やっぱりおかしいと思うんでね、今は工事中やからたまるんやというふうに思ってるけどもね。けども、これだけたまるというのは設計上問題がないのかなと疑いたくなるというのが、今の私の思ってることで、ほかから見はった人も、専門家の方も見てもらったりしてるんですけども、ちょっと構造上に何か問題があるのではないかというふうにおっしゃっておりますので、そこをちょっと確かめていただけたらなというふうに思います。

それともう1点ね、これはちょっと直接関係ないので聞いといてくださったらいんですが、先ほど言いましたけれども、若葉台の雨量の測定、雨量計が水道部のところにあるんですね。それが去年の12月から今年の5月末まで動いてないんです。それって御存じやったかなと思うんです。私も何回か、県のホームページを開いて、毎回雨が降ったらそこを見るんです。けど、全然表示がなくて、おかしいなおかしなあってずっと思い続けてきたんですけども、この5月になってやっぱりなかったんですよ。これはおかしいと思って、県の担当課に電話をさせてもらいました。そしたら、調べはって、見はってありませんねと。これは12月からずっとその計測値が入ってないっていうことを県のほうもそこで気づきはったというね、5か月も動いてなかったということが分かればよかったというて、これはもう県の失態やと私は思ってますけどもね。そのことについては謝りはったんですけどね。それ以降、すぐに掃除をするなり何なりして動くよということなので、6月の初め頃には今は動いています。きちっと数字も出てるんですけどね、このようなこともありましたのでね、ぜひ御注意をさせていただいて、県のほうにも再々こういうことがあると連絡をしていただいたほうが良いというふうに思いますのでね、それは指摘をさせていただきます。

調整池の構造面でどうやというふうなところはどうか。

○議長

事業部長。

○事業部長

質問をするのは忘れておられたっていうこととおっしゃっていただいたんですが、お答えしたのも忘れておられたんじゃないかと。調整池に雨水と一緒に土砂が流入して、土砂が堆積して、雨水の排水溝が閉塞されたものと思われまうということでお答えしております。だから、しゅんせつをすれば当然雨水が調整池にたまり続けるということはないというふうに思います。ただ、調整池

ですから、大雨が降ってしばらくの間は調整池にたまって、その後に徐々に流れ出すということです。あの規模の調整池ですから、雨がやんだらですね、その日のうちぐらいには雨水がなくなる。ただ、土砂で閉塞された場合は当然たまり続けるというようなことだろうと思います。

若葉台の雨量計ですが、これ、奈良県の管理で、電話されてどこの部署のどの担当者にお聞きになったか分からないんですけども、奈良県の全体のシステムの中で動いてますので、本当の担当部局はデータが送られてないような雨量計については、恐らく把握はされてるはずだと思います。気がつかなかったというのは、たまたま電話された相手さんが気がつかなかったとおっしゃってるんじゃないかと思うんですがね。あのシステムはよく計測不能の箇所が出てきます。以前、私も奈良県のほうに問合せたことがあります。計測不能のところはシステム上、原因が分からなくて修繕ができないみたいなことを当時私も聞いたことがあります。今回、若葉台に関しては修理へ行ったら直ったみたいなことなんで、システム上のことじゃなくて、その現場での機器類の故障だったのかなというふうに思います。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ということは、調整池については別に構造上、何の問題もないと。ただ泥がたまって、出口を塞いだから水がたまり続けてたんやというふうにおっしゃったんですね。そのように理解はするんですけども、完全に仕上がったらね、土砂が調整池に大量に流入するということは、これはなくなるというふうに思います。だから、今後8月以降ですね、完全に仕上がったときにはそういうことはあまりないやろうというふうには予測はできます。しかしながら、現状はたまってるのが現状ですので、これからしゅんせつをどの単位でやってもらえるのか、完成のときにはもう1回しゅんせつするっていうのは現場監督さんは言ってはりました。だから、それはしはると思うんですけどね。大層なあれになりますのでね、しゅんせつしようと思ったら、ここは。普通やったら進入路があって、そこへ重機が入って行ってショベルカーで泥を出すということが結構簡単にできるはずなんですけど、非常に難しい作業になるんじゃないかなというふうに思いますのでね、その辺の指導はきちっとしてほしい。特に今の時期ですのでボウフラが湧くというようなこともね、御近所にとってはもう大変な迷惑なんでね、これはよろしくお願いをしたいと思います。

これは、この問題とは直接関係ない雨量計の問題なんですけど、ちゃんと3日

か、4日してお返事がありました。日曜日を挟んでね。電話をかけてきてくれて、担当課の人がそういうふうにおっしゃったんです。だから、ずっと止まっていたというのは事実です。私ほうそは言っていません。

○議長

事業部長。

○事業部長

うそとは言っていない。私も止まっているのは知っています。議員言われるように、本当に奈良県の担当課が何か月も知らずにほっといたということであれば、非常にずさんな話で、それは町からも申し入れましたけども、止まっていたことをうそだなんて言うてないんで、それだけちょっと確認してください。

○議長

稲月議員。

○5番

これできちっとした業者に対する指導をしていただいで、安全の確保をしていただくこと。地域住民、これはローズタウンだけじゃなくて、若葉台も福貴も含めてやっていただけるように御指導をお願いをしたいと思います。これでこの件については結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

河川管理についての御質問です。

外川については、竜田川の合流地点から上流に約240メートルほどの区間で土砂の堆積が著しく、河川の有効断面積を侵食している状態です。河川の維持管理については、近年全国では河川の氾濫などにより個人の住宅や資産などに損害を与え、時には人命を奪う水害が起こっているため、河川の持つ流下能力が継続的に発揮できることが重要であると考えております。河川管理者である奈良県に外川以外の河川につきましても定期的に点検していただき、しゅんせつや樹木の伐採などを適切に維持管理していただくよう強く要望してまいります。

以上です。

○議長

稲月議員。

○5番

ありがとうございます。そのとおりだというふうに思いますので、特に目立っている外川は狭い川でもありますし、もう既に溢水をしたという、近年にね、

経験もしております。以前、57年の豪雨のときには非常に大きな災害になったというふうにも、橋の決壊ですね、そういうこともありましたし、過去のこともありますので、近隣の皆さんにとっては非常に堆積土のたまってる状態っていうのは非常に危険に感じておられるところで、ほかの川もそうですけれども、ここについて特に特化していただいて、台風までにしゅんせつをしていただけるようなことを県にもぜひ強く申し出ていただきたいなというふうに思いまして、これでこの件については終わらせていただきます。

これで私の質問は終わりです。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 1時46分)